令和元年度障害福祉サービス事業所に対する実地指導の結果について

1. 実地指導の実施状況

　令和元年度の実地指導実施状況については次の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 実施数 |
| 居宅介護 | １ |
| 就労継続支援Ｂ型 | １ |

1. 主な指摘事項

　令和元年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例は、以下の通りです。

|  |
| --- |
| **サービス提供記録の利用者からの確認が不十分である。**  **（「都条例155」第23条第2項、「障発1206001通知」第三の3（9）②））** |
| 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、当該記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。 |
| **就労継続支援Ｂ型計画について、初回の就労継続支援Ｂ型計画を、サービス提供開始後に作成していた。**  **（「都条例155」第188条準用（第54条1項）、「障発1206001通知」第十二の3（2）準用（第三の（3）））** |
| 指定就労継続支援Ｂ型事業者は、サービス管理責任者による指揮の下、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した就労継続支援Ｂ型計画を作成し、当該計画に基づく支援を実施しなければならない。 |
| **秘密保持について、常勤職員から業務上知り得た秘密を保持する誓約書を取っていない。**  **（「都条例155」第36条第2項）** |
| 指定居宅介護事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていなければならない。 |

**都条例155：**東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

（平成24年東京都条例第155号）

**障発1206001通知：**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準について

（平成18年12月6日障発第1206001号）